

基幹放送用周波数使用計画の一部を改正する告示案新旧対照表

○ 基幹放送用周波数使用計画（昭和六十二年郵政省告示第六百六十一号）

（傍線部分は変更部分）

変更案				現行																																	
第1～第3 （略） 第4 超短波放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等 1・2 （略） 3 基幹放送事業者の放送 (1) （略） (2) 外国語放送				第1～第3 （略） 第4 超短波放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等 1・2 （略） 3 基幹放送事業者の放送 (1) （略） (2) 外国語放送																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">放送対象地域</th> <th colspan="3">親局</th> </tr> <tr> <th>送信場所</th> <th>周波数 (MHz)</th> <th>空中線電力 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都の特別区の存する区域を中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域として総務大臣が別に定める区域</td> <td>東京</td> <td><u>76.1</u> (注) <u>89.7</u></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				放送対象地域	親局			送信場所	周波数 (MHz)	空中線電力 (kW)	東京都の特別区の存する区域を中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域として総務大臣が別に定める区域	東京	<u>76.1</u> (注) <u>89.7</u>	10	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">放送対象地域</th> <th colspan="3">親局</th> </tr> <tr> <th>送信場所</th> <th>周波数 (MHz)</th> <th>空中線電力 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都の特別区の存する区域を中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域として総務大臣が別に定める区域</td> <td>東京</td> <td><u>76.1</u></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				放送対象地域	親局			送信場所	周波数 (MHz)	空中線電力 (kW)	東京都の特別区の存する区域を中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域として総務大臣が別に定める区域	東京	<u>76.1</u>	10	(略)	(略)	(略)	(略)
放送対象地域	親局																																				
	送信場所	周波数 (MHz)	空中線電力 (kW)																																		
東京都の特別区の存する区域を中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域として総務大臣が別に定める区域	東京	<u>76.1</u> (注) <u>89.7</u>	10																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																		
放送対象地域	親局																																				
	送信場所	周波数 (MHz)	空中線電力 (kW)																																		
東京都の特別区の存する区域を中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域として総務大臣が別に定める区域	東京	<u>76.1</u>	10																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																		
<p>(注) 上段は現在割り当てられている周波数を、下段は変更する周波数を表し、上段の周波数の使用は平成 27 年 10 月 31 日までに限る。</p>																																					

第5～第7 (略)

第5～第7 (略)